

■ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けられたのに、何ら**公的救済**や加害者側からの**損害賠償**も得られない被害者等の方に対して、国が**犯罪被害者等給付金**を支給することで、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

給付金の種類・受給資格者

種類	受給資格者
遺族給付金	亡くなられた被害者の遺族(①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順)
重傷病給付金	重傷病(加療1月以上で、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患の場合は加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度。)を負った被害者本人
障害給付金	障害(障害等級第1～14級)の残った被害者本人

支給額

被害者の方の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。ただし、

- 親族による犯罪や被害者に被害を受ける原因がある場合
 - 労災保険等、他の公的給付や損害賠償を受けた場合
- などは給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

申請手続

給付金の支給申請をお考えの方は、住所地を管轄する警察署又は警察本部犯罪被害者支援室に御相談ください。なお、原則として以下の場合は申請できません。

- 当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき
- 当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したとき

☎ お問い合わせ

■ 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110

■ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

この制度は、日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を国が支給するものです。

種 類	受 給 資 格 者
国外犯罪被害弔慰金 (死亡の場合)	亡くなられた被害者の第一順位の遺族 ※ ①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順 ※ 被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方又は、日本国内に住所を有する方。
国外犯罪被害障害見舞金 (重障害の場合)	障害が残った被害者本人 ※ 被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有する方（日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。） ※ 「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体又は精神の障害で、法で定められるもの（労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの）をいいます。

給付金の種類・受給資格者

支給額

国外犯罪被害弔慰金：200万円（被害者一人当たりの総額）

国外犯罪被害障害見舞金：100万円

ただし、被害者にも責めに帰すべき行為があった場合や親族による犯罪であった場合などには、弔慰金等が支給されないことがあります。

申請手続

日本国内に住所を有する方で、給付金の申請をお考えの方は、住所地を管轄する警察署や警察本部犯罪被害者支援室にご相談ください。なお、日本国外に住所を有する方は、

- ① 住民基本台帳に記録されたことがある場合
日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する都道府県の公安委員会
- ② 住民基本台帳に記録されたことがない場合
本籍地を管轄する都道府県の公安委員会

が申請先になります。また、海外の住所を管轄する領事を経由して申請を行うこともできます。

☎ お問い合わせ

■ 山口県警察本部犯罪被害者支援室 ☎ 083-933-0110